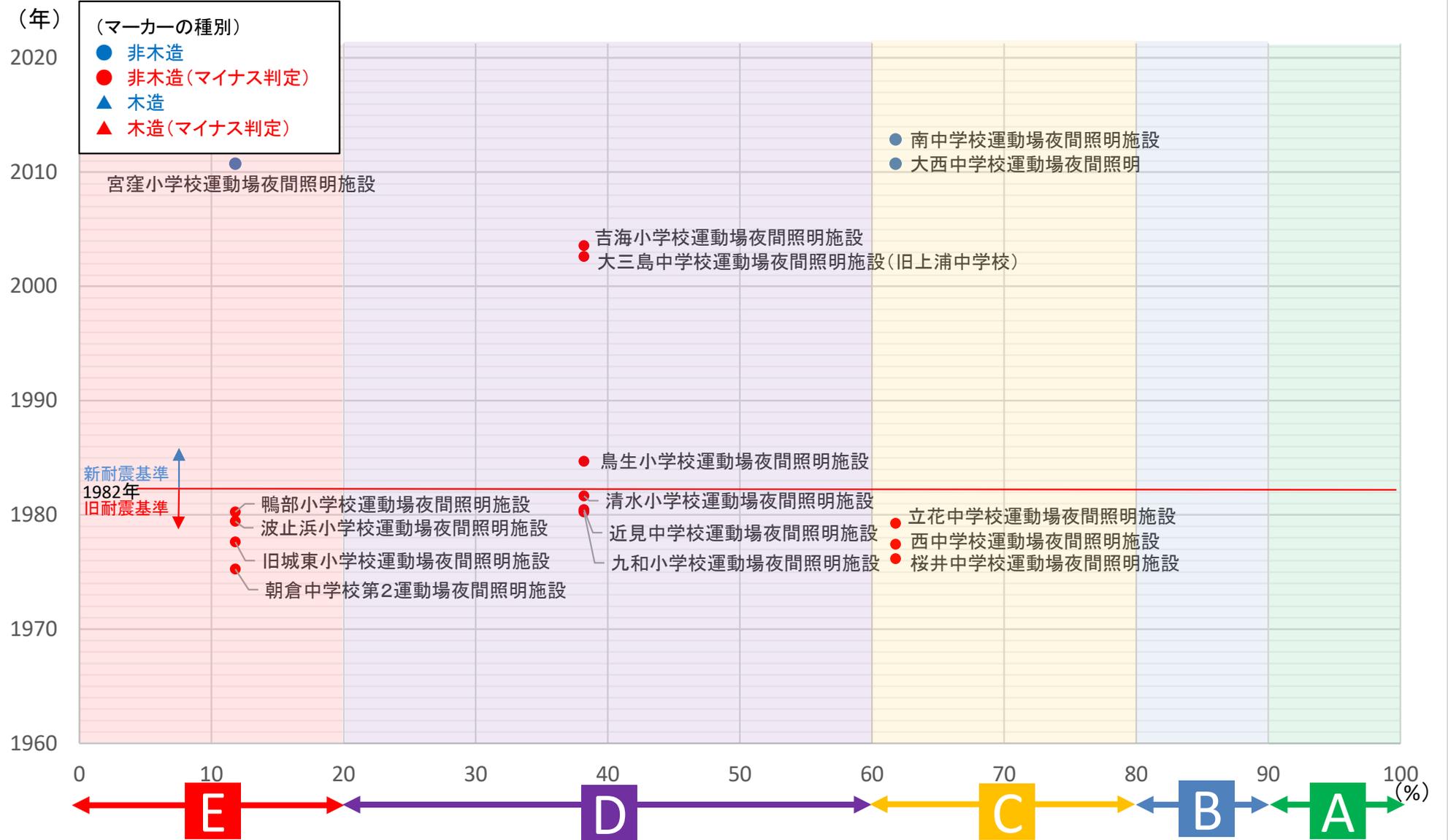


# 公の施設等評価及びあり方方針(グループ別)【レクリエーション・スポーツ施設】49 夜間照明施設



#### 【49 夜間照明施設】

あり方方針	<p>『夜間照明施設』は、地域住民に親しみのある小・中学校運動場に照明設備を設置し、身近な社会体育施設として、地域住民が健康状態に応じたスポーツに励むことができるよう整備した施設です。</p> <p>小・中学校の運動場は学校教育施設として、夜間照明施設は社会体育施設として、それぞれ管理主体が異なりますが、より効率的かつ効果的な管理運営を検討していきます。</p> <p>「旧城東小学校運動場夜間照明施設」、「波止浜小学校運動場夜間照明施設」、「朝倉中学校第2運動場夜間照明施設」、「鴨部小学校運動場夜間照明施設」及び「宮窪小学校運動場夜間照明施設」については、同一又は近隣の中学校区内で同一機能を有する施設に集約を行い、社会体育施設としては廃止を検討すべき施設として、総合評価結果は「E」評価となっています。</p> <p>なお、下記「外部評価」の意見を合わせて本施設グループの「あり方方針」とし、着実に取組を推進していきます。</p>
-------	---

外部評価	<p>●庁内評価のとおり (補記事項)</p> <p>「E」評価とされた施設については、今後、地域住民や利用者団体等の理解と協力が不可欠であり、市の考え方・方針を丁寧に説明し、合意を得るよう努められたい。</p>
------	--